



2026年3月18日

各 位

会 社 名 株式会社京都きもの友禅ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 浅香 竜也
(コード番号 7615 東証スタンダード)
問 合 せ 先 経営管理部長 渡部 真由
(TEL. 03-3639-9191)

**第5回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第6回新株予約権の
行使停止指定並びに第6回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ**

当社は、2026年3月18日開催の取締役会において、2025年8月29日に発行いたしました第5回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「第5回新株予約権」といいます。）及び第6回新株予約権（以下「第6回新株予約権」といい、第5回新株予約権及び第6回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）について、割当先であるCantor Fitzgerald Europeとの間で締結した第三者割当契約に基づき、同社に対して下記のとおり本新株予約権の行使停止指定の通知を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

また、同取締役会において、当社は、第6回新株予約権につきまして、残存する全ての第6回新株予約権を取得するとともに、取得後直ちに第6回新株予約権を消却することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 行使停止指定通知の内容

(1) 行使停止指定の通知を行う新株予約権の名称	株式会社京都きもの友禅ホールディングス 第5回新株予約権 第6回新株予約権
(2) 行使停止指定通知日	2026年3月18日
(3) 行使停止指定期間	第5回新株予約権：2026年3月26日以降 2028年8月29日まで 第6回新株予約権：2026年3月26日以降 2026年4月20日まで
(4) 本日時点における未行使残存個数（株数）	第5回新株予約権：35,741個（3,574,100株） 第6回新株予約権：39,000個（3,900,000株）

II. 第6回新株予約権の取得及び消却

1. 取得及び消却する新株予約権の内容

(1) 取得及び消却する新株予約権の名称	株式会社京都きもの友禅ホールディングス 第6回新株予約権
(2) 取得及び消却する新株予約権の数	39,000個

(3) 取得日及び消却日	2026年4月20日
(4) 取得価額	936,000円
(5) 消却後に残存する新株予約権の数	0個

2. 新株予約権の取得及び消却の理由

2025年8月13日に開示いたしました「第三者割当による第5回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第6回新株予約権の発行に関するお知らせ」のとおり、2025年8月29日に本新株予約権を発行しております。

これまでに、第5回新株予約権のうち62,259個（6,225,900株）が行使され、行使による払込金額は累計で837,341,640円となっております。調達した資金は借入金の返済、和装事業におけるマーケティング費用、新規顧客獲得を目的とした店舗開発費用に充当いたしました。

当2026年3月期の業績が好調に推移し、当初計画を上回る利益が獲得できる見込みであり、当初調達を予定していた資金の確保と財務基盤の強化が進んだこと、また、今後の当社の資本政策等を総合的に勘案した結果、第6回新株予約権の要項の規定に従い、残存する第6回新株予約権の全部を取得し、消却することといたしました。

なお、第5回新株予約権については、契約に基づく行使停止措置を講じることにより、契約満了日まで行使を制限しつつ残存させることといたしました。これは、第6回新株予約権について取得・消却により整理を行う一方で、第5回新株予約権については、今後の財務バランス、希薄化の抑制及び資本政策等を総合的に勘案し、契約に基づく行使停止措置により対応することが適切と判断したためです。

3. 今後の見通し

第6回新株予約権の取得及び消却が当期の業績に与える影響はありません。

【ご参考】株式会社京都きもの友禅ホールディングス第6回新株予約権の概要

(1) 割当日	2025年8月29日
(2) 割当先	Cantor Fitzgerald Europe
(3) 新株予約権の総数	39,000個
(4) 払込総額	936,000円（新株予約権1個につき24円）
(5) 本日現在までの行使済みの新株予約権の数	0個

なお、本新株予約権の詳細につきましては、2025年8月13日付「第三者割当による第5回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第6回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご覧ください。

以上